

# 練馬区立小中学校における特別支援教育充実の取組(概要)

## みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン

I 子どもの成長と子育ての総合的な支援  
 ⇒ 計画4-5 支援が必要な子どもたちへの取組の充実  
 ⇒ ①特別支援教育の充実

教育・子育て分野の施策の方向性を体系的に整理

## 練馬区教育・子育て大綱

重点施策③ 障害がある子どもたちへの支援  
 ○障害のある子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援体制をつくります。  
 ○子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

**【特別支援教育充実の3つの視点】**

- ① 障害のある児童・生徒(通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒含む)一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進する。
- ② 障害のある児童・生徒の、就学前施設から小学校・中学校までの円滑な接続と継続的な支援・相談体制づくりを推進する。
- ③ 練馬区の特別支援教育について、児童・生徒・保護者・区民の理解を深める啓発を推進する。

視点との関連	現状と課題	平成29年度～平成33年度の取組み
1 就学相談の改善 ⇒①② (就学先決定のプロセス)	○小学校の情緒障害等を中心に、相談件数が年々増加しており、より迅速に、かつ量的な対応が求められている。 ○保育園・幼稚園・医療機関等から小学校への円滑な接続や情報伝達が求められている。	○相談件数の増加に対応するため、 <b>中学校の就学相談スケジュールを4月開始に前倒し(平成29年度より実施)</b> する。また、教育委員会事務局が『 <b>連携支援会議</b> 』(平成29年度より実施)を主催し、 <b>福祉や保健・医療との連携を強化</b> する。 ⇒『 <b>練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針</b> 』
2 校内体制の充実 ⇒①③	○特別な配慮を要する児童・生徒の対応で、担任を孤立させないことや子どもに対する多角的な視点を確保するため、校内委員会を含む校内体制や資源の活用方法の確立が必要である。	○通級学級の入級手続きに校内委員会を連動させることにより、 <b>教育的支援を要する子どもの指導についての校内委員会のPDCAサイクルをさらに強化</b> する。平成29年度より、 <b>都立特別支援学校の教員による区立小中学校の定期巡回相談を実施</b> する等、校内委員会と校外の専門機関との連携をさらに強化させる。
3 特別支援学級の設置 ⇒①	○知的障害学級は交通の利便性の差により児童生徒数の偏在が起きている。また、小学校言語障害通級指導学級は対象児童の増加により指導に困難な状況が生じている。	○知的障害学級は需要数や地域のバランスを踏まえ、 <b>改築計画に合わせて学級新設を検討</b> する。また、 <b>小学校言語障害通級指導学級を大泉・関町地域に新設</b> する(平成30年4月)。
4 特別支援教室の設置 ⇒①	○情緒障害等発達障害への対応を充実させるため、全小中学校へ特別支援教室の設置を進めている。	○小学校の特別支援教室は、平成30年4月に全校設置を完了する。また、中学校については、平成31年4月から設置を開始する。そのための内部検討と準備を進める。
5 環境整備の充実 ⇒①③	○肢体不自由等に対応する改修などに加え、どの子にとっても安全な学校生活を送るための施設整備や、配慮が必要な児童生徒のために授業の質を向上させる教育環境の整備が求められている。	○肢体不自由のある児童・生徒の入学に合わせた <b>学校のユニバーサルデザイン化(誰にとっても安全で使いやすい)</b> を進める。特別支援学級に試行導入している <b>ICT機器利活用の検証を平成29～30年度に行い、事業拡大を図る</b> 。
6 教員の専門性の向上 ⇒①②③	○主に情緒障害等、発達障害に対する通常の学級での指導力・対応力をさらに充実させるため、教員一人ひとりに専門的なスキルや知識の向上が必要である。	○教育委員会実施の研修は <b>情緒障害等発達障害に対する内容の強化など、毎年見直しを行い研修内容の充実を図る</b> 。特別支援学級・特別支援学校と通常の学級の教員同士の連携を強め、 <b>専門性の継承・学級担任の専門性の向上に努める</b> 。
7 関係機関との連携強化 ⇒②	○個々のニーズに合った支援のために、就学前施設と小中学校の情報共有の強化、福祉施設や医療機関等関係する諸機関との密接な連携が必要となっている。	○就学前施設や卒業後の進路先との連携による支援を充実する。 <b>連携支援会議の新設と連携支援シートの活用開始(平成29年度より実施)</b> で、 <b>子どもの発達の総合的なサポートを推進</b> する。⇒『 <b>練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針</b> 』
8 障害理解の促進 ⇒③	○情緒障害等に対応する特別支援教室の設置が進むことに伴い、児童生徒や保護者に対する理解啓発がより一層求められている。 ○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした取組が重要。	○保護者に対する啓発、通常の学級と特別支援学級との交流、都立特別支援学校との副籍交流について強化を図る。 <b>パラスポーツ選手を呼んで特別授業を開催</b> するなど、 <b>障害についての理解向上を図る(平成29年度予算化済)</b> 。

